

# 県生活航路維持緊急支援事業の概要

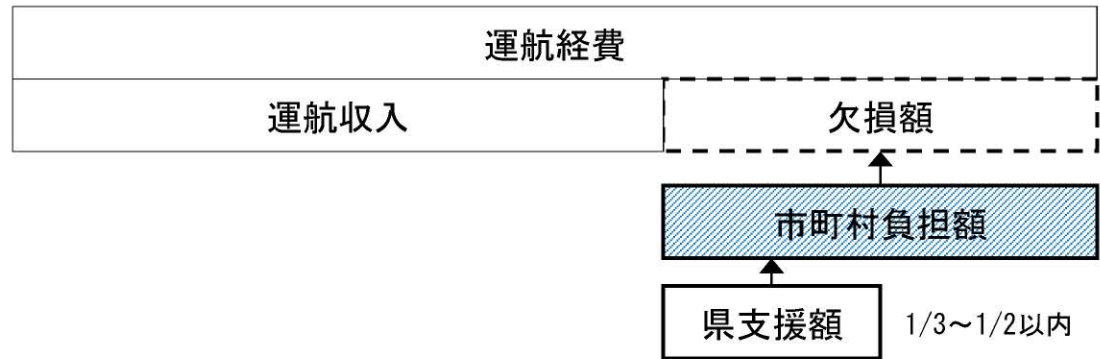
補助対象市町村：補助対象事業を実施する県内の市町村

補助対象事業：生活航路の維持を目的に実施される定期航路、乗合海上タクシーへの欠損補助、運航委託事業等

※生活航路

- ・ 県内の離島地域に係る航路
- ・ 県内の半島地域に係る航路のうち、他の交通機関によることが著しく不便な航路

補助率：市町村が負担する額の離島 1 / 2、半島 1 / 3 以内  
但し、1 航路あたり 500 万円を上限とする。



H25 予算額：11,558 千円（※平成24~27年度の4カ年の予算措置）